

条例制定の意義

坂町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される坂町議会（以下「議会」という。）は、二元代表制の一方の機関として、町民の意思を町政に的確に反映させ、坂町としての最良の意思決定を導く責任を負っている。

平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行により機関委任事務が廃止され、地方公共団体は自らの判断と責任において地域の实情に沿った行政を実践していくこととなり、地方議会の果たす役割も一層重要なものとなった。

そのため、議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定を遵守しその持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにすることが求められている。

条例の位置づけ等

【憲法】 第8章 地方自治（92条、93条、94条）

地方自治の基本原則、地方公共団体の機関・その直接選挙、地方公共団体の機能について制定



【地方自治法】 第6章 議会（89条～138条）

組織、権限、招集及び会期、議長及び副議長、委員会、会議、請願、議員の辞職及び資格の決定、紀律、懲罰、議会の事務局及び事務局長・書記長・書記その他の職員について規定



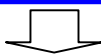
【坂町議会基本条例】 第1章～第10章

目的、議会及び議員の活動原則、町民と議会との関係、町長と議会との関係、自由討議の拡大、議会費及び政務調査費、議会改革の推進、議会及び議会事務局の体制整備、議員の政治倫理、最高規範性及び見直し手続

※ 補則

（最高規範性）

この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例、規程等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図る。



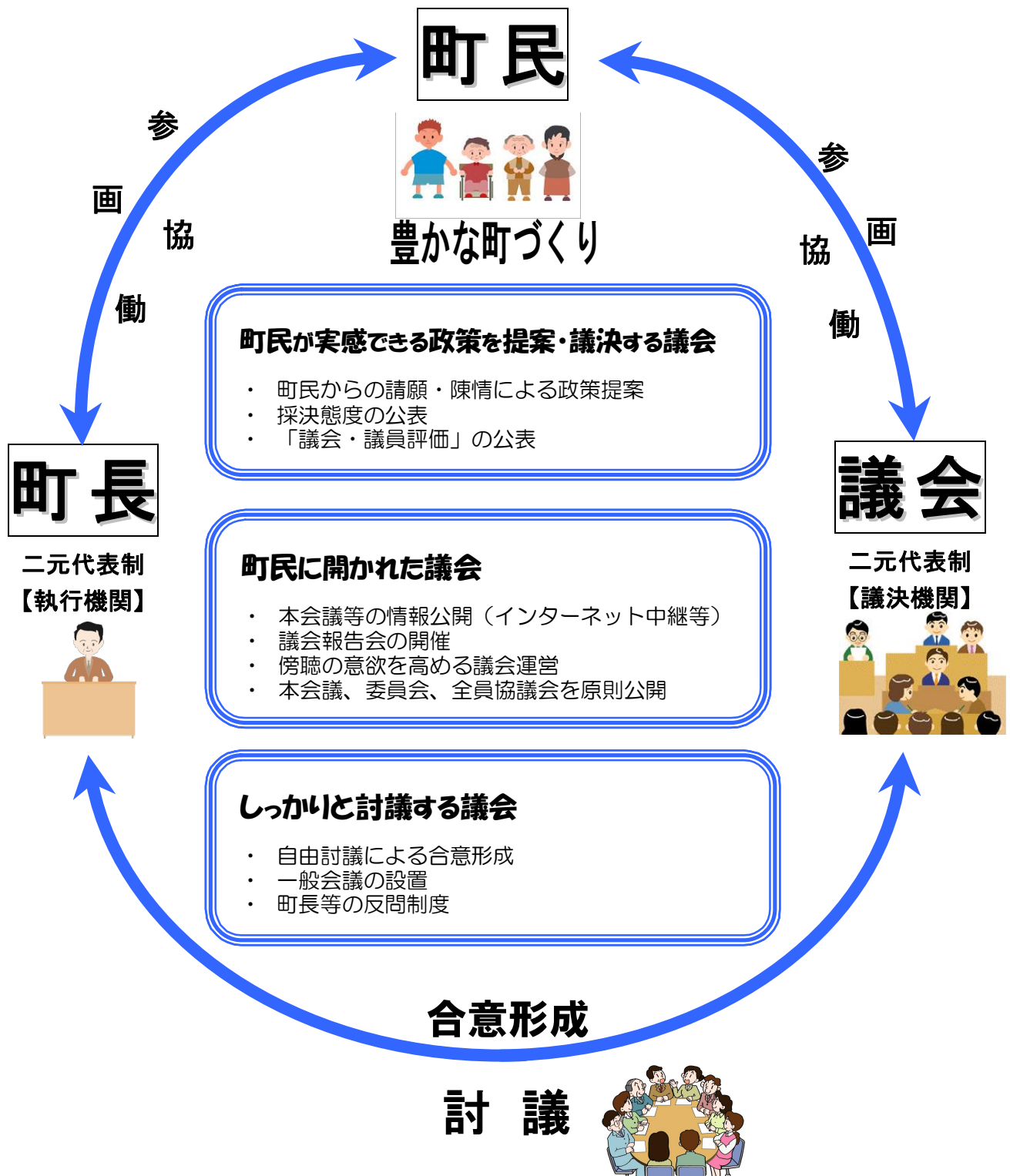
【議会に関する他の条例】（※自治法上の関係条文、議会基本条例上の関係条文）

- ・ 坂町議会定例会条例
- ・ 坂町議会委員会条例
- ・ 坂町議会議員定数条例
- ・ 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- ・ 坂町議会事務局設置条例
- ・ 町議会議員の職に在った者の待遇に関する条例
- ・ 坂町議会政務調査費の交付に関する条例
- ・ 坂町議会政務調査費の交付の額の特例に関する条例

「議会基本条例とは」

町民に対し、議会の役割や議会と町民との関係、議会と町長（行政）との関係などを明示するとともに、議会のあるべき姿、議会と議員が負わなければならない責務などを明記し、議会の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定め、町民に信頼され、町民に開かれた議会を目指すことを条例の形で明文化するものです。

<議会基本条例の概念図>



条例の構成図(町と議会との関係)

